

令和7年（2025年）9月紀北町議会定例会会議録

第2号

招集年月日 令和7年9月9日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和7年9月16日（火）

出席議員

1番	脇 昭博	2番	宮地 忍
3番	岡村 哲雄	4番	大西 瑞香
5番	原 隆伸	6番	東 篤布
8番	樋口 泰生	9番	太田 哲生
10番	瀧本 攻	11番	近澤 チヅル
12番	入江 康仁	13番	家崎 仁行
14番	平野 隆久		

欠席議員

7番	奥村 仁
----	------

遅刻議員

6番	東 篤布
----	------

早退議員

6番	東 篤布	10番	瀧本 攻
----	------	-----	------

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町長	尾上壽一	副町長	中場幹
会計管理者	宮本忠宜	総務課長	水谷法夫
財政課長	上ノ坊健二	危機管理課長	家倉義光
企画課長	上村毅	税務課長	直江憲樹
住民課長	世古基樹	福祉保健課長	直江和哉
老人ホーム 赤羽寮長	東雅人	環境管理課長	垣内洋人
農林水産課長	高芝健司	商工観光課長	岩見建志
建設課長	井土誠	水道課長	宮原優
海山総合支所長	玉本真也	教育長	松島功城
学校教育課長	直江仁	生涯学習課長	長井裕悟

職務の為出席者

議会事務局長	上野隆志	書記	鶴田博樹
書記	源口晴子	書記	佐々木猛

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

10番	瀧本攻	11番	近澤チヅル
13番	家崎仁行		

議事の顛末 次のとおり記載する。

(午前 9時 30分)

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であり、定足数に達しております。

なお、7番 奥村仁議員から所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

また、6番 東篤布議員から所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告を申し上げます。

入江康仁議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

入江康仁議長

それでは、ご報告を申し上げます。

本定例会において、8人の議員から一般質問の通告書が提出されました。

本定例会の一般質問については、本日が4人、17日の本会議で4人ということで、2日間で運営をさせていただきたいと思います。

なお、会議の終了時間であります午後5時までに予定する通告者の質問が終了するような場合においても、その時点で会議を閉じることにいたしますので、ご了承ください。

入江康仁議長

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1

入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

10番 瀧本 攻議員

11番 近澤チヅル議員

のご両名を指名いたします。

日程第2

入江康仁議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第2項の規定により、通告書は去る9月1日に締め切り、既に執行機関に通知済みであります。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレー画面で質問者に対し周知することにいたします。

質問の方法については、会議規則第50条ただし書きにより、議員の質問は全て質問席から行うことを許可いたします。

最初に通告した全ての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について1項目ずつ質問することも可能であります。

町長等による反問については、会議規則第51条の2の規定により認めることといたします。反問に対する答弁の時間は、議員の持ち時間に含めないことといたします。

また、一般質問は通告制でありますので、通告の内容に基づいて行っていただき、要望やお願い、お礼の言葉を述べないように十分注意していただきたいと思います。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることと思いますので、基本的には町長から答弁をしていただき、数字的なことや事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力をくださるようお願い申し上げます。

それでは、1番 脇昭博議員の発言を許します。

1番 脇昭博議員。

1番 脇昭博議員

1番 脇昭博、議長の許可を得ましたので、通告のとおり質問いたします。

まず、質問1の特定空家の除去補助について質問します。

昨年の12月議会で、紀北町内の空き家の現状について質問し、空き家対策総合支援事業を活用するための予算化や事業実施の計画などを進める必要性について質問いたしました。しかししながら、予算化も事業を進めるための計画策定も、いまだ手つかずのままであります。

7月の大雨により、渡利地区で住宅が倒壊して道路を塞ぎました。所有者によって、道路への影響がないように応急処置がされました。いまだ半壊状態のままであります。事業化されれば、国、町、所有者で早急な解体撤去もできたはずです。

現在、三重県内の29市町のうち17市町で特定空家、管理不全空家、不良空家等の解体や有効利用について事業化がされております。早い市町は平成の時代から事業化しています。

紀北町は、空き家率ではトップランナーですが、事業化においてはスタートもしていないあります。これは、行政側の怠慢としか私には思えませんが、町長はどうお考えですか、お答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

一般質問ということで、脇議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

特定空家の除去補助についてということでご指摘をいただきました。

まず、制度等について少し述べさせていただきます。

特定空家等の除却制度につきましては、国の支援としては、空き家対策総合支援事業があ

ります。この支援事業を活用するためには、空家等対策計画の策定と空家対策総合実施計画の策定が必要になります。

要件を満たした場合の補助対象施設といたしましては、空家住宅等・特定空家等・不良住宅であり、対象施設が空家住宅等の場合「公共・公益施設用地等の地域活性化のため計画的に跡地利用されるもの」という要件がございます。国庫補助を受けるためにはこのような要件を満たす必要があるため、町の補助制度の創設の検討と同時に、実施計画を立てる等の検討も必要となってまいります。

現在は、今年度予算でお認めいただいた空家等対策支援事業におきまして、空き家実態調査を行っておりますので、その結果において、今後の空き家対策を進めていかなければならないと思っているところでございます。

本町では現在のところ、昭和56年5月以前に建てられた木造住宅で、耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」と診断された住宅を対象とした木造住宅解体工事の補助を受けることができます。

補助制度につきましては、限度額の上限が40万円に増額し、募集件数も20件に増やしていくところでございます。議員がおっしゃるとおり、特定空家等除却補助金につきましては、3か年の特例措置で上限が10万円となっているところでございます。

議員ご指摘のように、居住不可能となった住宅が除却されず残っている要因の1つとして、費用面が挙げられるため、特定空家等の補助制度の創設に向けて前向きに検討してまいりたいと思っております。

今まで、紀北町は木造住宅解体工事のほうに力を入れてまいりましたので、今後、これらの空き家の除却補助についても積極的に前向きに取り組んでいきたいと、そのように思います。

（「10万円」「すみません、訂正します」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

はい、どうぞ、訂正してください。

尾上壽一町長

訂正いたします。先ほど特定空家等除却補助金につきまして、3か年の特例措置で、上限が100万円が正解でございます。よろしくお願ひします。

入江康仁議長

脇議員。

1番 脇昭博議員

先ほど補助のお話、補助事業の内容の話がありましたけれども、現在の特定空家等について、各市町の補助事業の現状について調べてみました。

補助額も25万円から400万円と様々です。この事業についての国の制度は、解体費等の5分の4を補助率とし、国が5分の2を補助しています。具体的には、解体費用が200万円なら国が80万円、市町が80万円、所有者負担が40万円となります。

紀北町にも木造住宅の耐震化事業で解体除去に対する補助がありますが、同じ200万円の解体費なら補助額は40万円で、所有者の負担は160万円になります。補助額上限が400万円の亀山市、補助額100万円の明和町、大台町、そして、紀北町より財政規模の小さい御浜町でも補助額上限50万円で、令和元年から事業化されています。

人口減少の時代には、空き家を放置せず、解体や有効利用を進めて住環境をよくしていくことが必要と考えます。ぜひ、他市町に見劣りしない空き家対策総合支援事業の策定を期待して、1番目の質問を終わります。

次に、特定空家及び管理不全空家の認定について質問いたします。

特定空家の認定については、不良度判定が指針や判断基準に基づいて調査され、100点以上になった住宅について認定がされます。7年以上前の紀北町の空き家調査でも、不良度Dランク、これは住宅の状態について主要構造部以外に著しい損傷があるか、複数箇所に損傷が見られ、大規模な修繕や除去等が必要とされた住宅です。そのDランクの住宅が45戸もあります。

現在、紀北町の特定空家の認定は1戸とお聞きしています。ぜひ、Dランクの空き家には細密な不良度基準によって調査していただき、AからDまでの大ざっぱなランク分けではなく、不良度点数による管理をすべきと考えます。

6月の一般質問でも申し上げましたが、外部の事業者に発注しておしまいではなく、管理不全空家や特定空家となりそうな住宅については定期的な巡回調査を行い、7月に起こった倒壊事故等を未然に防ぐためにも、細密な不良度基準により調査をすべきと考えますが、町長のお考えをお答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、今、議員おっしゃっていただいたような制度を少し述べさせていただきます。

特定空家の定義は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項によれば、特定空家等とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上の危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であると認められる空き家等をいいます。

国土交通省から「管理不全空家等及び特定空家等に関する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」によれば、「倒壊のおそれがあるほど著しい建築物の傾斜」「倒壊のおそれがあるほど著しい屋根全体の変形又は外装材の剥落」等の基準が示されています。

特定空家と管理不全空家を区分する基準については、特定空家のほうが倒壊の危険が高く、建築物としての健全性が低いものであります、周囲に与える危険性が高いものとされております。

具体的な判定につきましては、ガイドラインを参考にしつつ、各自治体の個別具体的な状況に基づいた判断に任されておりますので、管理不全空家等及び特定空家等の判断基準の作成も検討してまいりたいと思います。

今、議員がおっしゃったように、点数によること、そういったことにつきましても、これから計画等もつくって、この判定基準につきましても、しっかりと議員のご指摘も踏まえた上で行っていきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

脇議員。

1番 脇昭博議員

本年度に空家等対策計画を改定されるはずですが、その計画書に、ある市町は空き家の分布図を入れています。個人情報保護に抵触しない範囲の地図です。空き家の形状や個人名は一切なく、道路などが分かる範囲の縮尺となっています。地区別空き家戸数ではなく、一目で、どこに空き家があるのか把握できます。ぜひ、計画書に取り入れるべきだと思いますが、町長の考えをお答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

分布図等、今、どういうふうに計画も進んでいるか、ちょっと自分は存じていないところがあるんですが、そういった議員の意見も踏まえて、その計画策定において検討していただ

きたいなと思います。

入江康仁議長

脇議員。

1番 脇昭博議員

それでは、次の尾上町政のキャッチコピーとされていた住民目線の検証について質問します。

まず、1の津波避難に必要な町民センターを解体したことについてです。

県道の相賀橋架け替えに伴い、迂回路の仮橋設置を町民センター側に設置することとなり、町民センターの建屋が一部仮設道の利用範囲に入ることになりました。

当時、私は紀北町の建設課に勤務しており、県との仮設道路計画についての打合せで、町民センターの平家部分と3階建て部分は構造的に切り離されているので安全に、また、容易に切り離しができますと助言したことを記憶しています。助言どおりに計画され、当初の計画どおり平家部分の移転補償費が町側に示されています。当時3階にあった図書室を橋の工事中も使用できないかと町長が話しておられたことを記憶しています。

その後、私が退職した令和元年の7月頃、津波避難場所となっている3階建て部分も解体する話が聞こえてきました。令和元年11月の時点での三重県の移転補償費の提示書類は、まだ平家部分のみです。それにもかかわらず、町長は約2億円の補償費から補償外の津波避難部分も2,500万円かけて町の自費で解体することを決定されました。

その後に、国交省の助言により、全棟を移転補償することとなり、解体費の無駄遣いは解消されましたが、津波避難場所を解体する考えは変わりませんでした。

そして、令和2年になり、住民説明会がされました。住民の意見は全て解体反対です。町側の説明は、雨漏りするから解体したい。津波避難はほかの場所に逃げてほしいの返答一辺倒です。拳句の果てに、県と解体する契約をしたから解体するんだとの説明までしました。

しかし、いまだに解体自体は終わっていません。町民センターの基礎がいまだ解体されず、現地に残っています。もし、解体が契約の絶対条件なら契約違反となります。

執行部は、自分たちの都合のよいようなことを説明しただけです。契約書には、事業の支障にならないように移転すると書かれているだけです。

今も、仮橋の上から町民センターのあった部分が工事に支障のない状態で、基礎部分の上部にコンクリート舗装を施した幅24m、奥行き10mの町民センターの跡を確認できます。

尾鷲市は、今年度、津波避難タワーを2か所、約6億円かけて整備しますが、紀北町では

400名が避難できる津波避難ビルを2,500万円かけてなくしました。都合、近隣住民は3億2,000万円以上の確実な不利益を受けています。これが住民説明会での存続要望を聞き入れもせずに解体を強行した結果です。

次に、2の紀北町健康センターを風水害時の避難場所に指定しないことについてですが、渡利区から避難場所にしていただきたいとずっと要望しています。私も何回も健康センターの在り方について質問しました。日本中でまれに見る日曜祭日休館、お盆休館のある施設です。利用者や住民のための施設ではなく、指定管理者のための施設と思っているのは私だけでしょうか。窓が大きいから台風の避難に向いていないなどと根拠のない言い訳は要りません。窓には強化ガラスが使用されている、紀北町で一番安全性の高い施設です。空調設備にエレベーター、多目的トイレや温水シャワー設備も完備した、避難要支援者のために最適な施設です。紀北町が所有し、毎年何千万円もの税金を投入しています。それでも、尾上町長は指定する考えはないようです。指定管理者に任せているから指定できないなら、紀北町が直接運営すべきだと私は思います。

次に、3の汐ノ津呂排水機場の事業費についてですが、現在、ポンプ機器類の発注がされ、機器類の収納建屋が発注されようとしているところです。現状、全体工事費については13億円を超える状況にあると思われます。私は、排水機場の整備については賛成です。整備方式について再考するように提言してきました。その理由について、現在の整備方式では事業費が高くなることが明らかだったことからです。

令和5年に議員管外研修で京都府福知山市を視察させていただきました。視察の目的は、国土交通省による汎用エンジンを活用した排水ポンプ場の整備についてでした。視察箇所ではありませんでしたが、その下流に福知山市が整備した排水機場が同時に完成していました。私や三重県技術センターが提案した縦軸電動ポンプ3台による毎秒3tの排水機場で、汐ノ津呂排水機場と全く同じ能力の施設です。

福知山市の担当者から、その排水機場が8億7,000万円の事業費で完成したと説明を受けました。4億3,000万円も安価に完成されています。現在の物価高騰分を差し引いても3億円は安価に整備できたのではないでしょうか。整備後のメンテナンスも電動機のほうが安価で手がかかるず、稼働させるのは簡単です。

今回の事業費については、全額起債で70%の交付税措置のことですが、差額分を3億円とすると町が返済する金額は借入期間15年で、毎年670万円多く必要になります。町が自由に使える予算が毎年670万円なくなるんです。総額で1億円以上も返済が増えます。その負

担は全て住民の負担となります。これからいろいろな要望について、予算がないからできない、そんな説明となって住民に返ってきます。

尾上町長は再選を目指し、立候補されるとお聞きしています。現在、複数の方の立候補が予定されています。これが、尾上町長への最後の質問機会となってしまうかもしれませんので、あえて以上の3点、町民センターの解体強行、紀北健康センターの指定管理者寄りの運営で指定避難所にしないこと、汐ノ津呂排水機場事業に見られる無策の現状、これが町長の掲げた住民目線なかどうかを、この質問で皆様に検証していただきたいと思います。

以上で9月議会の一般質問を終わります。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

厳しいいろいろなご意見をいたいたいたものと理解をいたしております。

町民センターの解体につきましても、これまでご説明させていただきました。相賀橋の架け替え工事に伴いまして町民センターの一部が建設工事用地にかかることから、屋上からの雨漏りがひどく、3階の天井や床、電気系統等に影響を及ぼしたことから解体することといたしました。

そして、渡利区からの要望書では、避難所として残してほしいというご意見もございましたが、津波避難所といたしましては、道路を挟んだ前に海山総合支所本館・別館屋上、それから、少し離れていますが潮南中学校校舎4階、紀北健康センター津波避難ビルがございます。

こういったものは津波避難の対象といたしておりますが、海山総合支所本館、潮南中学校4階等につきましては、台風の避難場所ともいたしているところでございまして、渡利区からの要望書の内容につきましては、屋上部分を津波避難場所として活用整備ということでございます。こういったものは支所とかKKCがございますので、そういう考え方の下、対応させていただくと。

町民センター2階を台風等の暴風豪雨、河川氾濫等の避難場所として整備することということでございますので、我々といたしましては、町民センターが老朽化して雨も漏る中、役場支所別館をより安全にするということで、飛散防止フィルム、それから、シャッター等をつけさせていただいて、より町民の皆様が安心できるようにさせていただきましたし、台風の避難時には簡易ベッド等も置かさせていただいて、隣には職員が数10名いるという状態で

ございますので、そちらのほうが十分代替としてできるというようなことでございます。

それから、3番目の代替施設の建設についてでございますが、紀北町の中では公共施設の充実した地域でございますので、他の部分で補完できると考えたようなところでございます。そういったことで、いろいろとさせていただきました。

それと、図書室については、3階ということで、住民の方から、高齢者には不便だということでございますので、福祉センターの1階を図書室とさせていただいたというようなことでございます。

それと、この解体の補償費でございますが、そういう金額が出るということも承知の上で全体を解体させていただきました。

それから、KKCの問題でございます。KKCにつきましては、今までお話をさせていただきましたが、指定避難所としていないのは、近くの水路があふれることや道路が冠水することなどでございます。これもオープンの11月の前に大変大きな冠水がしたところでございます。

そのために、紀北健康センターにおきましては、玄関の入り口を現在、警報等が出ましたらテープで密閉し、止水板を設置し、施設内への浸水を防ぐようにしております、玄関が閉ざされております。そういう中、また避難のとき、自家用車で来るということも想定されますが、その駐車場等には冠水する、いつも一番低いところでございますので、車が冠水する等のおそれもありますので、我々としては、できる範囲の中で役場の支所等に早期避難をしていただきたいということでございます。

ただ、私も健康センターを避難所としないというつもりはないんですが、近隣の方、それから、指定管理者とも話をして、今後どうするかということは検討したいと思いますが、ただ、1点、今、申し上げたように、玄関が完全に閉鎖されております。避難のときは外階段を上がっていただいて、2階から入っていただかなければいけないので、そういった意味でも、豪雨とか横風のときなんかは大変危険だなという思いで支所のほうへ行っていただいて、中の階段を使って上がって逃げていただければありがたいなと思いますが、近隣の皆さんのお意見も再度聞いてみたいなと思います。

それから、汐ノ津呂でございます。汐ノ津呂は、確かに令和4年2月の全員協議会のときよりも増額になっておりますが、その増額につきましては、概算見積りをしたときの金額は10億6,900万円でございましたが、令和5年1月20日に開催しました全員協議会では13億8,300万円と説明をしております。これは、詳細設計をする上で、地質のボーリング調査等

をした結果、それから、資材等の価格の高騰、こういったものも踏まえた上で、こういった金額となってしまいました。

我々としても、少しでも安い工法がいいのではないかと思っているところではございますが、汎用型のディーゼルエンジン等を使うことにつきましては、私、これを開発した本人とお話をさせていただきました。この汎用性につきましては、今まだ現在、安定した運行について少し疑問があるというお話をさせていただきました。これは中部地整のちょうど局長でございますが、私、何度も中部地整等、三重河川にも要望に行かせていただいたときに、確かに1tなら1tでディーゼルのやつを使えば安く済みますが、その先進的なところで設置されているところも、まだ安定的な運転については少し疑問があるようなお話を伺ったと思っております。

以上でございます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどKKCと略語を使ってしました。健康増進施設でございます。

入江康仁議長

東篤布議員。

6番 東篤布議員

旧消防署解体に要した工事費って、こう質問に入ってるんですが、そのお答えがなかつたように……

(「いや」と呼ぶ者あり)

6番 東篤布議員

お答えが、もう終わった。

入江康仁議長

それは、もう質問者本人が……

6番 東篤布議員

カットした。

(「知っています。2年前です」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

そういうことですので、いいですか。

6番 東篤布議員

いいです。

入江康仁議長

脇議員。

1番 脇昭博議員

先ほどの町長の説明の中で、私が汎用エンジンで整備せよというふうに捉えるようなお答えがありましたけれども、私は汎用エンジンではなく電動の縦軸ポンプで整備されていたということを、福知山ではですね……

(「そうです」と呼ぶ者あり)

1番 脇昭博議員

電動の縦軸ポンプ3台で同じ規模の排水能力の施設を整備した。それが8億7,000万円でしたというふうに質問させていただいたので、そのようにご理解していただきたいと思います。

以上です。

入江康仁議長

ちょっと待って、一言答弁。

尾上町長。

尾上壽一町長

いいですか。申し訳ございません。

そういうたるものも3基のものにするか1.5tとかも検討はさせていただいたんですが、今、現状の形で進めさせていただいております。どうもすみません。申し訳ございません。

入江康仁議長

いいですか。

1番 脇昭博議員

はい。

入江康仁議長

これで脇昭博議員の質問を終わります。

入江康仁議長

10時20分まで暫時休憩といたします。

(午前 10時 05分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 20分)

入江康仁議長

次に、6番 東篤布議員の発言を許します。

6番 東篤布議員。

6番 東篤布議員

皆さん、おはようございます。

議長の許可をいただきまして、9月定例会の2番手、質問させていただきます。

2つ出しておりますが、1本に絞ります。いわゆる後者議員も何か出しておられますが、カムチャツカ半島地震の津波のことについてですね、カムチャツカ半島ってどの辺にあるんですか。私もよく分からないので、また後で町長教えてください。

このときに、僕は海山の自宅にいたんですが、警報が出たと。僕は常々気にしてるのは、要介護者、常々防災訓練のときにも申し上げておるのは、避難場所に何名来たかを、頭数を当たるんではなくして、その地域の要介護者の方々が何名避難してきておられるか。何名来てないか。常々そういう訓練をしておかないと、本番になったときに、どこのどなたが取り残されているかが分からぬということをよく言つてきました。

今回も、僕はその警報が出たときに、いつもこの人を連れていくと決めている人がいるんです。そこへ行って、足も不自由です。行ったら皆さんに迷惑かける。そんなこと言わないで行きましょうと、無理に車に乗っていただいて、海山支所へ行きました。支所では、何名かの方が表に出ておられて、そして、すぐにその車椅子を3階まで運んでくださって、上には冷たい水も冷やしてくれておりました。それで、周囲を見て、安心して僕はお任せして、次の避難場所へ行ったんです。ただ、海山の避難場所、役場で思ったことは、エレベーター

がないことですね。

今回のこの僕が一番言いたいのは、このときに聞いたんですよ、この後で、震災の後でね。80歳以上の方で、お独りで住んでおられる方、何名おられますかと。その答えが返ってこなかつた。要介護者の方は、これは非公開、我々議員も知らない。これはよく分かっています。要介護者を知っているのは消防と福祉関係の方ならご存じだと思います。どこの避難場所に行っても、そのようなことをデータ化もしていないし、記録もしていない。いわゆるそういう習慣がないんです。役場に行って、支所の方、一生懸命やってくれています。

それで、次に、先ほども出て、前者議員も言っておられました健康センターへ行きました。屋上になんか誰も避難しておりませんよ。2階のフロアにいた。涼しいですからね。水は自動販売機で買ってくださいと、こう言われたけれども、まず、僕が本当に感心したのは、住民の方々が避難して一番安心する場所はどこであったんだろうと、こう考えると、各所を回って、本当に感じたのは役場でした。住民の皆さんがあんまり安心して避難できるのは役場であり、また、役場の職員がいる施設であったわけです。

これは役場の人を褒めているんです。それだけ住民は公務員、役場の職員を信じているわけです。僕も海山の他人をこう2人、3人で車椅子を持って上へ上がってくれた皆さんには、本当に頭が下がりました。

一番残念であったのは、僕は海山回って、それから、引本、矢口には行けませんでしたが、矢口なんかは善光寺さんもあるし、高台もあるし、僕は常日頃、あそこから避難場所も見ておるんですが、引本については、この前、避難階段のところも草も刈ってくれ、大きな木も切っていただきました。避難タワーもあります。しかし、避難タワーに今回、1人として避難していませんでしたよ、中州の避難タワーもそうです。そうじゃないですか。あの40℃から暑いさなかにですよ、まあ、備蓄してある水があるとはいえ、もう生ぬるい湯なんです。本当に避難タワーというのは役に立たないんだなと。最も危険な場所に役場や学校があるのも、それも高台で高くして、下を下駄履かせといて、エレベーターつけといて、そこに職員の方がいる。これが一番の避難場所なんだなと。何も高い山だけが避難場所じゃないんだなと、こう感じました。

そして、その要介護者の方だけじゃなくして、我が町に80歳以上、70歳以上、独りで住んでおられる方、また、その方の中に要介護者がいるのかいないのか。常々それを把握しておって、これは予行練習じゃないんです。本番だったんですから、そのような記録は一切取られていませんでした。

港町に行った、本町会館へ行ったときでも、皆さん、逃げてこられた。あそこは津波の避難場所ではないと思うんですけども、一旦はそこへ逃げる、皆さん。心細いから、独り暮らしの方が多いから。でも、冷えた水がないんです。なぜなら冷蔵庫がないからなんです。その冷蔵庫を寄附しようと言ってくださる方もいるんですが、いわゆる街灯であっても、公民館のあれであっても、その枠内で自分たちの予算で出さないといけないから、その予算がないわけですね。

ですから、最も住民を守っていくのに必要な街灯であったり防犯灯であったり、避難場所にあるべきテレビであったり冷蔵庫等の電気代等は町で出してもわずかであるんじゃないかなと、僕はこう思いました。

これは質問の場所ですから、各避難場所に何名の方が逃げてきたか。僕はデータもらいました。そこに何名の職員が配置されていたか。これも頂きました。若者センター、誰も行つておりません。ただ、若者センターに常々臨時に職員の方が勤めておられる。その方がいるから行かなかつたんだというのが、町から返ってきた言葉でしたけれども、この受付の方は、これはふだんの職務としているわけなんです。逃げてきた方々の手厚い介護をするためにいるんじゃないんです。だから、そこにも配置すべきでなかつたかなと思いますね。

本庁に来たときには本庁はありがたい、エレベーターがあるからね。瑠璃ヶ浜の生徒さんたちが議員の控室に来てくださいました。「冷たい水あるの」と言ったら、「ポットで持っています」と、こうおっしゃっていましたけれども、そういった配慮がもう少し欲しかったなと思います。

1つお尋ねしたいのは、この前、町長に、小名倉で家が3軒あるけれども、井戸水が枯れたら上水道引っ張ってくれませんかと、あと200mで松本鉄工から行けるんだから、引っ張ってくれませんかとお願いしたら、それで、水道課にもちょっと水が枯れたから水を持っていってくれませんかと、これも持つていってくれません。危機管理課に言つても、台風じゃないから持つていません。僕は実費で買って持つていった。風呂の水までは持つていませんけれども、飲み水だけはと思って持つていった。だけれども、僕個人のだったら受け取れないと言うんです。篠布さんから、そんなこと受け取れないと。いや、これは、僕は役場から返してもらうから、これ役場からだと思って受け取ってくださいと、こう言ったわけです。

この地震のときに、そういう水のない家庭に行かれましたか、大家さんのところへそういう気遣いがない、弱者に対する、要介護者に対する、高齢者に対する。このような、これは

予行練習じやなかつた。本番のときには、あのありさま。これを何遍も繰り返して、住民が、ああ、またいつものことだと、町自体が、職員自体が、必死さが見えていない。ああ、また、いつものとおりしか来ないのだから。2mか3mだと。安心していたのが東北の震災じやないですか。大川小学校で何十名の子どもが亡くなつた。何名の先生が亡くなつたんですか。常日頃から裏に小高い丘もある。そこに避難路をつけて、逃げるよう。あれは県も悪いですよ、宮城県も悪いけれども、市も悪い。僕はそう思います。

あのような悲惨な状態を目の当たりにしてきた我々は、どうすべきかなと、答え見えていりやないですか。相賀小学校でもそうです。あれ5階建てでも建てておいたらよかつた。1階、2階ね。1階はもう駐車場にしておいて、2階を体育館にして、3、4階を部屋にしておいて。町民もそこに逃げる。健康センターもそのとおりです。台風になつたら下から水が入ってくるからテーピングをしているので、台風のときには逃げないでください。そんなもの最初から分かっていることです。あんな低いところに建てて。何で埋立てしないのですか。埋立てしたら、ほかがつかつてくる。そんなばかなこと。船津川の堤防が低いんですよ、あれ。あれをもう2mはかさ上げしていかないといけない。せめて渡利地区ぐらいの高さにしておかないと。じゃないと、こういう突発的な集中豪雨が降つたときに、県に言って4m下げてもらったけれども、河床掘削してもらった。銚子川もやってもらつてあるけれども、安心できないですよ。

それから、荷坂やすらぎ苑に避難された方々も、ここは当然、津波の指定にはされていないけれども、いざとなつたら、もうそんなもの、どこが避難場所か分からんないです。町長でも頭に入つてないんじやないか。僕自身が入つてない。僕は、ただ、もう近くの高いところに一旦逃げてくださいと、皆さんを誘導する。

2年ほど前の豪雨のときにも、もう喫水ぎりぎりまで来つてました。越してくるんじやないかなと。それも真夜中です。僕は自分のところの子どもたちを連れて、山本のうちに逃げてきたかった。だけれども、私は立場上、ほかの人を置いて逃げられないから、うちの子どもたちを屋上へ上げておいて、ずっと見守つたら、やつとのことで水位が下がりかけたからよかつたけれども、今、全国で集中豪雨があつてそういうことになつてゐるんですから。

今回のこのカムチャツカの7月30日の、これを一つの契機として、町長、本当の意味での避難場所とはどういうことなのか、本当の避難訓練とはどういうことなのか、要介護者に対する、これは隣近所の防災の人で決めてください。それはそれでいいんです。であるならば、避難してくれた場所で、その要介護者の人が何名来られておるのか、あと何名助けにいかな

いといけないのか。それぐらいのデータを取る練習をしていかないと、本番のときには間に合わない、まあ、前回も本番ですよ。何にも空回りしているだけじゃないですか。

僕は、もう一度言いますよ。住民の方々が逃げて、最も安心していたのは役場でした。それだけ役場の人がたくさんいるし、親切にしてくださるから安心するんですね。その役場が津波でやられるようなことじゃいけない。だから、公共施設は、何も高台とは言いません。相賀なら中心部にあるのも結構です。それならもっと高い、相賀小学校もそうです。体が不自由な人のためにエレベーターもつける。引本にしてもそうです。足の悪い人が、あの避難階段上って逃げられますか。ちょっとしたエレベーターをつけて、上にエアコンも効いた、そういう一次避難場所であり最終避難場所。最終避難場所でも、何千人、何万人が行く場所になったら大変なことですけれども、一時身を守るためでも、僕はそう思いますね。

町長はあのとき、僕が本庁に来たときに、防災本部じゃなくて3階におられたですけれども、どう思われましたか、今回の反省点といいましょうか、町長、津波に対しての7月30日の。こういうことが残念であった。今後こうしていくべきであるなみたいに、何かありますか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろとご質問いただいたように思います。議員の思いが、いろいろと聞き取れたものと思っておりますが、我々といたしましては、今までこの防災に対しての対応については、それぞれの状況等も踏まえ、台風とか津波とか、そういったものに応じた避難の仕方というものを常に発信しているつもりでございます。また、役場についても、それぞれの状況に応じた体制を取らせていただいているところでございます。

施設等については、次回、何かを建てるときには、またそういった高いところ、桁を高くしたような施設等、考えていく、まずはそういったことも必要ではないかなと思っております。

水については、それぞれの高台等については、町からは配らせていただかなかつたということでございます。役場等については、そういう施設に来られた方には配らせていただいたということでございます。

以上です。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

やはり水道の引っ張っていない家庭には水も配っていなかった。見にも行かなかつたということですね。何でそんな思いやりがないのかと不思議で仕方ないです。

僕のおばが、十須にいるんですけれども、もう今は町水道が来ているので、井戸水も使つていません。町水道ももつたないので始末して雨水をためて、雨水で植木に水をやっているおばさんがいるんですけども、「大丈夫、水たまつていませんですか」、見に行きましたが、これは地域、地域で、その要介護の人たちのことを把握していかないといけない。避難してきたときに、そのデータを把握しておかないといけない、町自体が。じゃあ、その地域で、何名の方が取り残されているか分からぬじやないですか。でしよう。職員が車であちこち走っているのは知っています。見に行ったんでしょう。何を見に行っているのかなと。まず、弱者に対する思いやりが欠けていませんかと思うんですね。

ただ、本当に職員のいる場所に逃げてきた皆さんは、本当に安心されておると。それだけ我々公務員というのは、我々議員は警察官と同じ地方公務員になるわけですけれども、役場の職員の皆さん、この皆さんをどれだけ町民の人が頼りにしているのかな。皆さんに、自分たちの生活を、将来を預けているのかな。この津波を通してよく分かりました。だから、今度からは津波避難場所に指定をしているところには、若者センターでも3名ぐらいの職員は、せめて配置してほしい。どこの場所でもそうですよ。今回どこにも行ってなかった。たかをくくっていたんです。けれども、この警報を聞いた住民の方は、必死で逃げてきたわけですから、今後はそういう弱者に対して、要介護者に対して、冷蔵庫のないところ、テレビのないところ、テレビがなかったら情報分かりませんから。

それで、もう一つ気になったのが、役場に電話をするとガイダンスが流れますよね。もうこのときに、海山のある職員の方に頼んだんです。せめてこの津波のときだけも、このガイダンス切れないのかと。1分1秒を争うときですよ。この警報を聞いたから、僕ら必死でした。そういうときに役場に連絡しようと思って電話する。何とかのためにかんとか、かんとかって、こんなことは、いいですか、三重県でもやっております、国土交通省でもやっていますけれども、変な電話があった場合には、ポンとボタンを押すんです。録音するんです。僕は国土交通省に文句を言ったとき、録音されて警察に言われたことあるから、よく知っているんですけどね。あれ以上、厳しいこと言つたらいいけど。あなたの言つてることは正しいけれども、厳し過ぎると。それでいいんですよ。ましてや、こんな緊急事態に。

16年の災害、覚えてますか。屋根の上へ上って避難している人から海山の役場へ電話しても、電話が出ないからって、長島の役場にガンガン電話かかってきた。そのときに、今回のようなアラートが流れていたらどうですか。品質向上のため、録音させていただきます。屋根の上から子どもや孫に最後の遺言残した人たちがいました、ササユリ団地で。

本当の品質向上を考えるんであれば、こういうとき、せめてこのアラートを切ってください。こんなガイダンス流さなくても、三重県でも流してない。国交省でも流してない。こんなガイダンス流すのは通信販売の会社だけですよ。まあ、流したいんならいいですけれども、せめてこういう緊急事態のときにはカットしないと。救助を求めてくる電話があるのだから、そういうことです。

まとめますと、住民が最も安心して避難してこれた場所、それは職員のいる場所であった。それだけ職員の方々が頼りにされておるんだということ、そのことを皆さん、胸に置いて、そのためには自分たちは何をしないといけないのか。どういうことを常日頃から把握しておかないといけないのか。現に80歳から上で、独居老人の方は何名ですかと言ったとき、税務課ですら答えられない。住民課ですら答えられない。介護保険料は取る。国民健康保険料は取る。固定資産税は取る。そこまでしているんであれば、弱者に対するそれぐらいの認識は持っておかないといけない。

以上、感謝と文句を申しまして、終わります。ありがとうございました。

入江康仁議長

答弁はいただきますか。

6番 東篤布議員

要りません。

入江康仁議長

これで東篤布議員の質問を終わります。

入江康仁議長

ここで、11時5分まで暫時休憩といたします。

(午前 10時 48分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 05分)

入江康仁議長

次に、3番 岡村哲雄議員の発言を許します。

3番 岡村哲雄議員。

3番 岡村哲雄議員

失礼します。議長の許可を得まして、今回は防災と環境、2つのテーマで質問を行います。

1点目ですけれども、先般、カムチャツカ地震に伴い、本町でも津波避難が行われました。私は、相賀地区の自主防災会長もやっておりますので、その立場もありまして、今回質問させていただきます。

当日、私は10時頃ですね、ちょうど相賀地区の避難場所であります新町公園地のほうへ行きました。私、今回びっくりしたことは、いつもの津波避難訓練と景色が違った。そういう思いがしました。それは何かといいますと、いつもの避難訓練ですと、大体避難してくる方は高齢者が中心でございます。ところが、当日は子どもや若い人、特に子どもが多かったです。あれと思いました。特に行ったときには、相賀幼稚園の子が、もう既に逃げておりました。園児たちが20数名いたんじゃないかなと思います。

それから、私が上がってから、しばらくしてから学童保育、学童ですね、この皆さんのが指導者と共に逃げてきました。子どもたちは走ってきました。それから、中学生も墓地上へ逃げておりました。当日は、中学生は夏休みでしたので、クラブの子が中心でございました。それでも20名近くいたんじゃないですかね。当然、小学校の先生、中学校の先生、そういう方を見えて、当然おられました。

それで、私、痛感したんですけども、ふだんの我々が一斉避難訓練やっています、毎年。今年も10月にやるわけですけれども、紀北町の一斉避難訓練、あれは訓練のための訓練だったと、つくづく痛感しました。なぜかといいますと、あれは天気のいい日、季節のいいとき、みんなが出やすい時間帯、サラリーマンでも出やすいと思われる日曜日、当然、役場の皆さん、消防の皆さん、消防団、そういう方を出やすい日曜日にやっておりました。

ところが、あの日は猛暑でございました。日本で42.9℃ですかね、42.1℃ですか、最高気温が出た日だったと思いますけれども、非常に暑かったです。そういうこともありまして、今回、この経験から、この質問をさせていただきたいと思います。

そこで、伺いたいと思います。

まず、災害対策本部の体制と今回取った対応等についてお聞きしたいと思います。

具体的に言いますと、今回、津波避難に際して、町行政はどのような体制を取ったのか、災害対策本部ですね、どのような体制だったのかということと、国、県、消防署、消防団など、関係機関と地域防災計画に沿った行動とか連携がきちんとできておったかと、その点についてお聞きしたいと思います。よろしくどうぞ。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、岡村議員のご質問にお答えをいたします。

あの日は大変暑い日で、皆さん、山へ逃げられた方もたくさんいらっしゃいました。そういう意味では、本番というか、対応をしっかりとやっていただいたのではないかと思っております。

本町の対応内容について少しお話をさせていただきます。

防災行政無線による注意喚起、防災アプリ等による文字放送を実施いたしました。

各課の対応につきましては、消防団に樋門閉鎖を指示、町管理の海水浴場4か所、避難所を除く浸水地域の施設の閉鎖を実施いたしました。

また、津波災害時の指定避難所5か所を閉鎖し、町内沿岸地域に避難指示を出したところでございます。

入江康仁議長

追加ですか。

尾上町長。

尾上壽一町長

間違いでございます。

申し訳ないです。「指定避難場所5か所を閉鎖し」と読んだようでございます。「開設し」でございます。訂正をお願いします。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

あの日、私さつき、高齢者が少なかったと言いましたけれども、これは、ご存じのようには遠地地震でございました。遠地地震津波、つまり遠いところですね。ということで来るまで時間がありました。南海トラフと、そこが違うところですけれども、それで、高齢者の方は多分、猛暑と、それと遠いからということでテレビを見ながら、近くに大きなのが来たら逃げようと、そう多分対策していたと私は思っています。

その点、今回思ったんですけれども、学校とか、そういった機関関係は、やはりマニュアルに沿ってきちんと来たんですね。遠いところだろうが何だろうが、津波避難指示が出る。そういうことで、ああいうような違った景色になったんだと思っております。

そこで、もう一度質問なんですけれども、今回違った景色のうちの1つは、マイカー避難が非常に多かったことでございます。これ一般津波避難訓練のときは、マイカー避難、普通はしないんですね、訓練のための訓練では。今回、マイカー避難が非常に多かったんです。それで、道の駅海山とか、あるいは始神テラス、あるいは荷坂峠を通って大内山に行った。そういうった方も聞いております。あるいは、もう一つ、高速道路や国道42号線の通告止めがございました。そういうったことが、避難活動にどういった影響があったのかということと、そのマイカー避難の状況とか通行止めの状況について、どういったことがあったのかということを、分かっておればお答え願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私自身、マイカー避難が多かったのを認識しておりますし、高齢者、特に足腰の弱い方は、マイカー避難もやむを得ないというか、むしろ、それでも逃げていただきたいなと思うところでございます。

それと、通行止めの状況については、この紀北町の国道等について、大変低地にあるということで、国交省や県がそういう判断をしたものと認識しております。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

実は、いろいろ聞いておりまして、今回、車で逃げた方ですね、例えば、荷坂峠に逃げた、

あるいは始神テラスですね、あるいは道の駅海山に逃げた方、いろいろ聞きました。通行止めですね、国道42号線が、銚子橋の南詰め、あそこで上りが通行止めになったそうでございます。荷坂峠につきましては、荷坂トンネルのところですね。大内山側で、あれは下りが通行止めになったそうでございます。

聞いたところによりますと、あれ11時頃からですかね、多分11時頃から、解除したのが何と午後7時という話も聞いています。ちょっと妙なんですね。

それから、ご存じだと思いますけれども、この高速道路、これは長島のインターチェンジは、下りが止まりました。上りは動いていました。海山は上りも下りも通っていました。何からかぐはぐな感じです。荷坂に逃げた方は、どうやって、帰りですね、午後まで、もし閉まっておれば、こちらへ帰ってこられないことがあったみたいですね。そういう方は錦回りで戻ってきたという話。それから、道の駅に逃げた方、まあ大体昼頃、尾鷲へ津波が30cmぐらいのが来ていましたので、2時や3時はもうあいてました。帰ってこられない。どうしたか。便ノ山を回ってきました。つまり通行止めにしても、あまり意味ないんです。

私が何が言いたいかといいますと、今回は恐らく、これは想像で言ったらおかしいですけれども、国交省も、それから、県も、それから、町も、私たち自主防災会も、いろいろ混乱したところがあったと私は思っています。これは私の思いでございます。私は、自主防災会で、ある程度の反省もあること、これも確かにございます。あとは、ほかのところでもあったと思います。そういうことは事実だと思っております。

それにつきまして、この反省につきまして、この反省を今後生かすために、私はきちんと総括しなければならないと、こう思っております。そのことは、また後で言いますけれども、まず質問ですけれども、今回、町が出した避難指示の判断や発令の時間、あるいは解除の時間について、何時頃だったか、それをお聞きしたいんですけども、よろしくどうぞ。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員の発言の中で、上りというのは、道の駅海山から北へ行くことをおっしゃっていたんですか。そこは行けないようになったよね。

（「いや、銚子橋から、銚子橋の南詰めですね、止めたんです」

「上りを」「上りというのは、尾鷲市……」と呼ぶ者あり）

尾上壽一町長

北へ行く……

(「海山地区へ来るのを、だから、道の駅に行った方は、こちらへこれなくなるんです。帰ってこられなかつたんです」と呼ぶ者あり)

尾上壽一町長

ちょっと担当のほうから答えさせます。私は、もう紀北町が低地なので、紀北町へ、車なんかが下りないような手段を取ったと聞いておりますので、ちょっと今の話だと違うかなと……。

(「いや、一緒」と呼ぶ者あり)

尾上壽一町長

いいですか、一緒の話。

(発言する者あり)

尾上壽一町長

そういうことで私は判断しました。

それと、町が出した警報等に対応するやつも担当から答えさせてもらいます。よろしいですか。

入江康仁議長

はい、どうぞ。

家倉危機管理課長。

家倉義光危機管理課長

交通規制に関しましては……

(「マイク」と呼ぶ者あり)

家倉義光危機管理課長

交通規制に関しましては、長島インターチェンジ下りのオフラインを閉鎖ということと、荷坂峠から道の駅海山までの流入規制を実施しているということを伺っております。荷坂峠の下り線を閉鎖。それと、道の駅海山の上り線を閉鎖ということで、海山町の中には入ってこられないというふうな……

(「海山地区」と呼ぶ者あり)

家倉義光危機管理課長

海山地区のところには入ってこられないというふうな規制をかけております。

あと、避難指示に関しましては、10時45分に避難指示を出しております。解除なんですが、18時30分に解除ということでさせていただいております。

以上でございます。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

避難指示の解除の時間、私も実際逃げまして、解除の指示というのが、これは結構難しいと思いました。分かりました。多分これに沿って、これに近い形で国交省も閉鎖を解いたことだと思っております。7時頃と言っていましたので、恐らくそうだと思ひます。

それでは、今回お聞きしたいんですけども、各地区の避難場所、山の上も含めての避難所、そういったところとの情報共有は円滑に行われたのかどうかということと、あるいは町が防災行政無線だとか衛星電話、こういったことは有効に働いたのかどうかお聞きしたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課から答弁いたさせますが、今回の津波等については、そこまでの対応は我々町としても行わなかつたというか、規模がああいう状態でございましたので、そういう感じで行つております。

入江康仁議長

家倉危機管理課長。

家倉義光危機管理課長

町で開設しました避難所としては、紀北町の本庁、赤羽小学校、中学校、若者センター、三船中学校、上里小学校の6か所でしたが、ほかの施設にも避難された方がおられました。指定避難所、施設への避難者人数は最大で251人の方が避難しており、高台には217人が避難し、合計で468人の方が避難されておったと聞いております。これはちょっと後から自主防災会等で確認を取らせていただいておる数字となっております。

防災行政無線の連絡状況ですが、河川や海岸に近づかないよう啓発を行ったり、避難指示を出したときにも高台に避難するよう、3回ぐらい防災行政無線のほうはさせていただいております。

以上でございます。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

防災行政無線のことは分かりました。

私が聞きたいのは、各関係機関との連絡通信でございます。情報共有。といいますのは、私は山に行きました、ちょっと困ったのは、情報がなかなか入ってこない。ちょっとミスったといいますか、私、テレビがあつたらいいなと思いました、そのときに。スマホだけでました。スマホだけでやり取りしていました。残念です。これはいろいろなところから情報入ってくるといいますか、逆にこちらもそうです。だから、情報通信の在り方、今後考えていかないといけないと思いました。引本の頂上の公園に、あそこに逃げていたかどうかというのを私、把握しておりませんけれども、もし、あそこに逃げていたら不安になったと思います。南海トラフなら、もっと不安になると思います。

今回、結構時間がありました。時間があった状態で、そういったことが何もできなかった。非常に残念だと思っています。だから、今、今回のことを、反省を踏まえまして、情報通信の在り方、私は、この間、地方新聞に載っておりましたけれども、例えば、自主防災会同士、あるいは役場、災害対策本部としまして、例えば、スマホを使う場合の、スマホを持っている方が多いと思いますけれども、LINEグループをつくるとか、LINEグループでやり取りするとか、あるいは私が前から言っています小型無線機ですね。結構飛ぶ、小型無線、免許の要らないやつございます。そういうところを全部持ってやるとか、私は情報共有の問題は、やはり多重構造にしないと駄目なんです。電話だけで済むとか、あるいは防災行政無線ですね、あれだけで済むとか、そんなのじゃなくて、いろいろなやり取り。私は、スマホもあまり当てにしておりません。平成16年のとき、私の家に2m来た、あの水害のときですね。あのときは、残念ながら携帯が通じませんでした。錯綜しましてですね、あれから私は携帯とかというのは、水害とかそういった大災害があったときは、私は通じないものと考えております。だから、そういったことも考えて、今回の反省を踏まえまして、情報通信の在り方を考えていくてもらいたいなと思っています。

この情報通信の在り方を考えるときに、私たち自主防災会と、あるいは役場じゃなくて、当然消防団、あるいは消防署、あるいは県、いろいろなところと通じ合うような、そういったベースの部分で構築を考えていただけないかと思っています。私、小型無線機って前から

言っておりますけれども、あれは大体4、5万円するんですけれども、あんなものですね、あんなものというのはこれ失敬ですけれども、各自主防災会に1台ずつあれば、40あるとしても、五四、二十ですか、200万円でそろいます。それがいいかどうか分かりませんけれども、そういったことも含めまして、情報通信の多重化の対策をちょっと考えていくてもらいたいと思っています。

いろいろ言いましたけれども、私が言いたいのは、今回の反省を踏まえまして、南海トラフ地震にむけて、各関係機関、消防団、消防署全部含めまして、当然、学校、教育機関も含めまして、反省会を開きたい。次の南海トラフに備えての体制をきちんと備えてほしいということと、もう一点、避難のための避難ではない方法を取っていただきたいと、こう思っております。

例えば、避難のとき、私は今回反省しましたのは、避難のトイレの問題なんですよ。ふだんの訓練の訓練のとき、私はトイレが必要だというのは頭では分かっていました。ところが、訓練のときは使わないんですね。2時間ぐらいでは使わない。だから、頭で分かって、1基だけ置いていました。ところが、今回使いませんでした。逃げた方、どうしたかというと、近くのお店とか近所のところへ行って、そこで使わせてもらった。女の人は使いにくいと言われました。それで、今度、足場パイプでちょっと組み立ててつくろうと考えております。それは4、50万かかるんですけれども、それでも必要なものはつくらないといけないと、こう思っております。それも何とかしたいなと思っています。

トイレの問題、情報の問題、そういったこと、体制の強化が必要ですので、皆さんで一回、そういった協議する場を役場が音頭を取って集めていただきたいなと思っています。そして、もう一遍見直したいと。万全の、これだったら大丈夫だということを整えたいと思っています。

前者議員も言いました。実は、ごめんなさいね。前者議員が言いましたが、要介護者の問題、これもちょっと私、今回言わされました。「岡村会長、要介護者の方たちはどうするんですか」と、逃げていた方に言わされました。私、はたと困りました。私は、要介護者の人は、本当は前へ出てきてほしいというんですけれども、それも難しい。そういったこともやはり考えないと、頭の中で分かっているんですよ、頭の中で分かっているけれども、実際行動に移せませんでした。そういったゆとりもなかった。そういったことも反省材料です。そういったこと、今回反省する協議の場を設けていきたいと、こう思っています。

以上でございますけれども、これに対して何かご意見ありましたら、よろしく。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現実に何ができるかということは、大変あると思います。それと、ケース・バイ・ケースというか、今回のような北海道で50cm前後ですね、そういった問題、時間がある。そういう問題が、それぞれがありますので、それぞれに対応したやり方もあるかと思います。

あの反省は、自主防災会の会議もございますので、まずそこで、どういった意見が出るかということもやらなければいけないと思いますし、この事態自体、今回はいろいろな面で、今、議員もおっしゃったように反省すべき点があろうかと思います。そういう面では、我々としても反省すべきところは反省し、やっていかなければいけないと思っておりますので、今後の検討課題というか、皆さんと共に考えていきたいと思います。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

最後に、もう一点だけ。避難の会議がありましたですね。今回、平日で、訓練のための訓練って私、言いましたけれども、私、今回反省したことは、1回過酷な条件下、厳しい条件下避難訓練が必要なんじゃないかと思っています。これは、皆さんに呼びかけるんじやなくて、自主防災会役員とか、そういうこと、有志の方に逃げてもらいたい。猛暑、あるいは厳寒、寒いときですね、あるいは雨天、深夜、そういうときの避難訓練も私は必要だと思っています。これが1点でございます。

2点目に、避難訓練、今、日曜日にやっていますけれども、これを平日にできないかなと思っています。平日だったら、さっき言った学童とか中学校、小学校の生徒もいます。この前の避難のとき私、助かったのは、うちの場合、低いところは10m、高いところは40m以上あるところがあるんです。それを行き来しないといけないのです。行き来するのに荷物を持ち運んだり、上に逃げている方もありますので、水も供給しました。水をあげました。腹が減ったということでクッキーとか、そういうものも渡しました。そういうたびに結構力になったのは中学生でございます。中学生、高校生がおりまして、それが上下いろいろ運んでくれました。だから、ふだんの訓練のときも中学生や小学生、学童、幼稚園、そういう子とお年寄りと一緒に訓練をやりたいんです。やろうと思えば日曜日じゃなく平日にやらないといけないと思うんです。私は、毎回平日とは言いませんけれども、何年かに

1回は平日にやってもいいんじゃないかと、こう思っています。これ提案でございます。

あと、今回思いましたのは、相賀地区に関しましては、二次避難所、前から言っております。私は三船中だと思っていますけれども、二次避難所について、もう少し具体的に取り組んでいただきたいと思っています。私は、今では、三船中だと思っていますとしか言えません。実際やったこともありませんので。そういう訓練もきちんとやっていきたいと、こう思っております。これは私の提案でございますので、何か回答がございましたら、お願ひします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほども申し上げましたが、各地区の自主防災会でもいろいろと議論していただきたいと思いますし、過酷な状況での訓練等は、やはり住民の皆さんのご理解を得ながらやるべきことだと思いますので、それらもやはり地域の自主防としてどう取り組むのか。町全体では、とても過酷なときに、何かあったらということもありますので、訓練のための訓練でも、私はいいのではないかと思います。そこに避難場所がある。そこに何を持って逃げる。こういうこともしっかりと訓練することによって、いざというときの役に立つのではないかと思っています。

二次避難の場所なんかの広報については、もっとしっかりとやっていきたいと思います。ただ、役場がそういう話をさせていただく、広報させていただく。よく分かります。でも、それを常に地域において自治会とか自主防災会で発信し続けていただければありがたいとも思っております。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

町長の話は、まあ、自主防災会と自治会が頑張ってほしいという話だと思いますけれども、私は、役場に頑張ってほしいということじゃないんです。役場にのろしを上げてほしいということです。声をかけてほしいということ、集めるその段取りだけしてほしい。動くのは私たちです。住民です。自主防災会です。そう思っていますけれども、掛け声だけかけてほしいと。例えば、私が、相賀自主防災会長が、例えば、消防署の人に何々が来いということはやりにくいんです。それは役場がばっと出ます、そういう場合につきましては。場づくり

をやってほしいと、こういうことでございます。それを、もう一度お願ひしたいと思います。

時間もありませんので、次の質問に移りたいと思います。

この地震のことに関しましては、後の議員も多分言われると思いますので、後の議員に託したいと思います。

それでは、2点目に入りたいと思います。

建設残土等の埋立て問題についてでございます。

これ建設残土等とつけましたのは、実は建設残土だけじゃなくて除染土の問題もちょっと含めておりますので、「等」をつけております。

ちょっと初め、リードだけ、簡単に言いますけれども、私、先日、クチスボダムの上のようにドライブしてきました。そうしたら、クチスボダムの上に、やはり埋立土砂がございました。そこについては、当然、尾鷲市が管轄しているところですので、町長とか、この執行部に権限はございません。ありませんけれども、クチスボダムの上流から流れるほとんどが中川へ流れ込んでいる、ほとんどが。ただ、大雨のとき、ゲートを開けたとき、これは銚子川に流れます。これは確かにございます。だから、一部はこちらにも関係しますので、そういった建設残土等の問題は、有害物質が入っているかどうか分からぬ。こういったものにつきましては、広域で物事を考えていくのが私は筋だと思っています。これは私の思いでございます。

そういうこともございまして、建設残土の問題に移りたいと思います。

まず、1点目でございます。

上里地区に現在もやられています建設残土ですね。私は、この間、10日ぐらい前に、まだありました。あの状況について、今どうなっているかということと、それと搬出の計画といいますか、これについて何かございましたらよろしくお願ひします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

上里地区の盛土については、皆さんから早急に撤去してほしいということでございます。住民の不安の声を解消するために、早急に撤去していただくことが望ましいと考えておりますが、現在、当事案につきましては、紀北町生活環境の保全に関する条例違反として、5月14日に三重県警察に告発をしております。

警察において捜査をされている中で、現在ある盛土につきましては、違反行為の証拠とな

るもので、現状は撤去されていないところでございます。

地域住民の皆さんには大変不安やご心配をおかけいたしますが、町としても思いは同じでございます。早期に撤去されるよう、最大の努力をさせていただきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

まだ積まれているということでございますけれども、これから搬出の計画というか、予定というか、あるいはそういったものはあるかどうか。前に伺ったんですけれども、もちろん事業者が責任あるのは当たり前でございますけれども、あそこの所有者にも責任があるというようなことも聞いておりますけれども、そういった所有者の方へのアプローチとか対応とかについて、何かコメントがございましたらよろしくお願ひします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

もちろん土地の所有者にも現状もお伝えし、所有者も現状を見て、状況も分かっておりまます。我々といたしましては、所有者の方にも責任がございますよというようなお話をさせていただいております。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

所有者にも責任があることを伝えているというんですけれども、それに対する所有者の回答とかいうのはあるんでしょうか。

それと、もう一点、例えば、所有者がもう搬出した場合、負担で、した場合でも、やはりその最終的な責任は事業者にやはりかかるんでしょうか。その2点お聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この場であまりはつきりしたことは言えませんので、それは土地所有者がそういう行為、片付け等の行為をしたときに、その事業者に対してどういう態度に出るかというのは所有者

の方の意向でございますので、今、我々が答えるわけにはいかないと思います。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

ちょっと聞きにくいんですけども、所有者にアプローチは何回ほどされているか。もし、分かりましたらお聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私も現実に所有者ともお会いしています。所有者の方に、こういう思いを、町民の皆さん
の思い、私の思いを伝えさせていただいておりますので、そこから先は少し、まだ今後のこと
もございますので、答弁は差し控えさせていただきますが、所有者もある意味、被害者で
ございますので、そういうこともありまして、お互い気持ちを通じ合いながら、この問題に
対処していきたいと、そのように思っております。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

もっと聞きたいんですけども、まあ、今回ここまでにしておきます。

実は、2つ目でございます。建設残土の問題についてですね、等ですけれども、実は本年
5月26日施行の県条例、宅地造成及び特定盛土等規制法、通称、盛土規制法とも言いますけ
れども、と、紀北町生活環境の保全に関する条例との整合性についてお伺いしたいと思いま
す。

新しい、さっき言った宅地造成及び特定盛土等規制法、県条例と呼ばせてもらいますけれ
ども、新しいその三重県条例で改正された主な点はどんなものがあるかということと、盛土
規制、その県条例に伴う切土、盛土、埋立面積などについて、紀北町条例と大きく違ってい
る点がありましたら、ご答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課からお答えいたします。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

お答えします。

改正された主な点に関してなんですが、盛土規制法というものが宅地造成区域というものが制定されまして、それは主に市街地など中心部になるんですが、そちらに關しましては面積が500m²以上というふうな厳しい規制になっております。それに伴いまして、三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の見直しというのが行われたんですが、こちらの三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例に關しましては、今まで許可制だったのが届出制となつております。

今後、そちらとは整合性を取りながら進めていかないといけないというふうに今、整理をしておるところでございます。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

私も、ここにその資料があるんですけれども、これ見ますと、例えば、特定盛土等規制区域、これは住宅地以外のところですね。現在、上里地区はちょうど境界線にありますと、そこら辺ちょっとそれがこの特定盛土等規制区域にあるんです。ここは、一時的な土石の堆積、今回のは、それに当たると思うんですけれども、それは堆積の高さ2m超え、かつ面積300m²超えか、あるいは堆積の面積、面積というのは、例えば、高さが10cmでも500m²を超えていたら届出しなければならないというところが厳しくなっておるようなんですね。これは紀北町の条例より厳しいです。そういうところがちょっと整合性がとれてないと思うんです、今のところ。それは当たり前でして、最近できたのに県条例が改正されたのが、よけいそうですけれども、実は、今回、上里土砂問題は、旧県条例、それから、紀北町の条例、これの隙間を巧みに縫って埋め立てられたような感じがするんです。隙間というか、そういうところがありますので、今度の新しい県条例、これとの整合性を考えるときに、多分、町の条例をちょっと改正しないといけないと思っていますけれども。そのときに隙間のないようにきちんと整合の検討をしていただきたいと思いますけれども、整合の検討の取組について、もう検討に入っているかどうか、それをお聞きしたいと思います。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

まず、隙間の問題なんですが、今回の上里の事例というのは、隙間というよりも全く条例を守っていただけなかったということで、隙間を狙ったということは、ちょっと町のほうでは考えておりません。

それから、今度、新しく盛土規制法や県条例が改正されることに伴って、紀北町生活環境の保全に関する条例とのズレは確かに生じてきます。ただ、紀北町としましては、その隙間をできるだけつくらないようにということで整理をしていく必要はあると考えていますので、その整理には担当レベルですが、整理には着手しております。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

次の質問にちょっと入りたいと思います。

今、国でこういった新聞記事がございます。除染土の問題なんです。除染土の問題があります。この国で問題になっている除染土、これはどういうものか、分かっているか説明願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

除染土については、建設残土や改良土と全く別のものとして対応の必要があると考えております。そういった新聞も、私、読ませていただいております。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

これは、福島で出ました土だと思います。国は35年度をめどに公共工事で使うと、あるいは民間でも活用してまいりたいと、こういった方針が出ております。心配するのが、これは安全かどうか。除染土につきましては、安全だと思いますか、町長のお考えをお聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

法的な範囲の中で、どう扱われているかという話だと思います。だから、安全、安全でない、好き嫌いという問題ではなしに、国のはうがどんどんこれから示してくるものだと思っております。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

除染土は安全でないから、今、中間貯蔵施設とかに置いております。畠とか放射能を被ったところを除染しまして、それは、安全かどうか。安全であったら、そこへ置いておけばいいんです。なぜ国がまとめるんですか。私は安全でないと思います。安全だったら、そこへ置いておけばいいんです。わざわざあんな福島から遠いところまでダンプで運んで、船かダンプか知りませんけれども、飛行機ということはないんですけども、ダンプで運んで、高いお金を払って、こちらへ埋める。安全でない、安全である、これはちょっと不思議です。安全だったら、そこへ置いておけばいいんです。私は安全でないと、怖いと思っています。そういうものを公共工事で使われたときに、国、県、町、公共工事ですね。これは住民の事前協議という是有るんですか、そういう場合。それをお聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この土壤については、除去土壤として放射性物質対策特別措置法、これに基づいて処理されるのではないかと思っているところでございます。ただ、住民、地元が安全か安全でないか、そういう説明を受け入れられるかどうかというのが一番の決め手ではないかと思います。ただ、法律が詳しくどこまで縛りがある法律なのか、私ちょっと現時点では分かっておりません。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

私、35年をめどに外へ運ぶという法律をつくったのは間違いだと思っています。ここの方も、地元の方も、ここへ置いておけばいいと。そこが安全だったら、そこへ置いておいて、今の福島。それで、安全管理を、そこにお金をかけねばいいんです。わざわざそれを北海道とかいろいろなところに分布、ばらまくというのはちょっとおかしな話。私は、これは裏に

利権構造があるんじゃないかなとちょっと疑つておるんですけども、そう考えられても不思議じゃないです。何でわざわざこっちに持つてくるんですか。ただ、私、心配なのは、公共工事を使う場合、民間の場合は分かりますよ、町の場合は分かりますよ、国や県でも使う場合。公共工事で使われた。こちら全く知らなかつた。住民が不安を持つた。後で不安を持つた。こういうことはあってはならないと思います。黙つて国が例えれば、国道を造るときに、紀北町内に造つた場合に、除染土が入つてはいたと後で分かつたと。そういうことはあってはならないと思います。事前協議して、住民が納得すれば、それはいいんですよ。それはいいんですけども、そういう対策も何もない。おもむろに、これ持つていけ、持つていけど言つてはいるだけ。高いお金を払つて、わざわざ、福島から持つてくる。こんな矛盾した、政府もちょっとおかしいんですけども、こういったことは、僕おかしいと思っています。

そういうことで、絶対にこちらへ持つてくるときは、万が一持つてきつたとしても、事前協議をやってほしいし、それから、持つくることに、私は反対でございます。子どもたちの未来と紀北町の自然環境もあります。県外残土、あるいは除染土の利用の禁止を私は求めたいと思います。除染土の搬入ですね、禁止を求めるといつも思います。町長のご意見を伺います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

除染土が、何らそういう地元自治体や住民に説明もなしに運びこまれるとは私は思つておりません。そして、私自身、何でうちの町にと、そういう気持ちではございますが、なかなか法律の中ではつきりという、私がここで異を唱えるのも難しい。ここをご理解いただきたいと思います。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

以上、防災と公園2つのテーマで質問をさせていただきました。

いずれも、住民の命と生活を守るための重要課題であり、早急に対応を進めていただきたいと強く申し上げ、私の一般質問を終わります。

以上でございます。ありがとうございました。

入江康仁議長

これで岡村哲雄議員の質問を終わります。

入江康仁議長

ここで、午後1時まで暫時休憩といたします。

(午前 11時 51分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

入江康仁議長

ここで、会議録署名議員を追加いたします。

13番 家崎仁行議員

を指名いたします。

入江康仁議長

それでは、次に、14番 平野隆久議員の発言を許します。

14番 平野隆久議員。

14番 平野隆久議員

それでは、今回、指定管理者制度についてと、地震津波災害についてを通告しました。

通告に従いまして、これら2問について、ただいまより一般質問を行います。

まず、1問目の指定管理者制度について質問いたします。

行政施設を指定管理者に依頼するということは、どういう意味合いなのか。紀北町にとつて必要と考えられる施設を、補助金や税金で建設して、行政以外の者に管理運営をしてもらうことにより、その施設が紀北町にとって有意義な施設となるという考え方であると私は思

っております。

町は、その施設が有意義な施設となるための基本協定書を作成した上、その施設の管理者となる者がその意味合いを理解し、紀北町町長名と指定管理者の代表者名で基本協定書が結ばれるものであると、私はそう理解しておりますが、町長はこの考え方に対し、どのように考えているのか町長の答弁を求めます。

また、この後も数字的なことはお伺いしません。基本協定書は、尾上町長名で取り交わしていますので、質問する内容に関しては、町長のみの答弁でお願いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

平野議員のご質問にお答えをいたします。

指定管理者制度ということで、公共でつくったものを民間の方に運営をしていただいております。これは、地方自治法第244条の2第3項の規定により条例を定めて、公の施設の設置目的を効果的に達成するために民間事業者等の有するノウハウを活用し、効果的・効率的に施設の管理を行っていくという趣旨でございます。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

私もそのように考えております。

それでは、指定管理者制度をするということは、その施設の運営により紀北町や、それに関わる町民が利益を共有でき、また、潤わなければなりません。現時点で指定管理者制度を用いている施設が10施設ありますが、今回は紀北町道の駅海山交流ホール、紀北町森林公園オートキャンプ場、紀勢自動車道地域振興施設、紀北町健康増進施設、和具の浜海水浴場施設の5施設に絞って答弁を求めます。

基本協定書を締結するに至っては、内容を理解した上、全ての項目を遵守できると、お互いが納得の下に結ばれたはずであります。基本協定書の内容は、遵守されなければならないし、基本協定書は民間でいえば契約書であり、その内容が守られなければ契約違反となります。全ての各基本協定書には、甲による指定の取消しの条文があり、乙が本協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき等の協定違反があれば、甲による指定の取消しをうたわれております。

これらを踏まえ、指定管理者と取り交わされた基本協定書の内容は遵守されているのか、町長の答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私としては遵守されていると、そのように考えております。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

遵守されているのであれば、最初は基本協定書を結ばれますよね。その基本協定書が本当に遵守されているかどうかについては、基本協定書を締結した後も協定書内容が遵守されているのかをチェックする必要があると思います。締結後、定期的にチェックがなされているのか。チェックの仕方と内容はどのようにされているのか町長の答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この契約もチェックはさせていただいていると思っております。また、これも定期的にしていただいていると思っておりますが、私自身は、そういった事務的な部分のチェックは、私はしておりません。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

先ほど数字的なことはお伺いしませんのでと言ったんですけども、今、町長の答弁で、内容については分かりかねるということなので、これについては担当課で説明してもらっても結構ですので、町長に確認をお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

すみません。5施設、今、ご指摘いただいたので、それぞれの各課で答弁いたさせます。

入江康仁議長

岩見商工観光課長。

岩見建志商工観光課長

お答えします。

チェック体制につきましては、指定管理者との間で取り交わされている基本協定に基づきまして、事業計画書をまず提出していただいております。

それとあと、毎月月例の報告書が提出されております。その際に、運営状況等について情報を共有しております。そして、さらにそれが運営が適切になされていくよう、連携を深めているところでございます。

今の回答につきましては、始神テラスと道の駅海山、それと、キャンプ in 海山の3施設でございます。

以上でございます。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

和具の浜海水浴場につきまして、お答えをいたします。

和具の浜海水浴場につきましては、基本協定書に基づきまして事業計画書及び収支計画書、そして、施設の利用状況並びに収支状況の月例の報告、さらに、指定管理業務全般に係る事業実績報告書が年度末に指定管理者から提出されておりまして、その内容につきましては、担当課でチェックをしております。不明な点につきましては、指定管理者のほうに、その都度内容を確認しまして、記載誤り等がないか確認をしております。

また、和具の浜海水浴場につきましては、利用者から徴収する1台1,000円の駐車場使用料というものがございまして、こちらは本町の収入となりますことから、金額に誤りがないことを本町と指定管理者と双方が金額の確認等をしているところです。

以上です。

入江康仁議長

長井生涯学習課長。

長井裕悟生涯学習課長

生涯学習課のほうでは、健康増進施設のほうをご説明させていただきます。

前者の課長さんと同様にはなるんですが、協定書のほうは遵守させております。

内容につきましては、月例報告等もございまして、そちらにつきましては、健康センター

のほうに赴きまして、職員との会議の場を持たせていただきまして、それぞれの月の利用実績とかお客様のニーズのほうを聞かせていただきながら、また、よりよい施設でありますようにそれぞれ協議のほうの場を持たせていただいております。

年度末につきましては、全体の事業報告というふうにいただきまして、そちらのほうのチェックのほうも、数値等のチェック等もさせていただいているような状況です。

以上です。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

分かりました。

商工観光のその紀勢自動車道地域振興施設の報告についても、今、してもらったんですけれども、この始神テラスなんかは、基本協定書の本業務の範囲、第8条2項に、前項各号に掲げる業務の細目は仕様書に定めるとおりとするとありますが、この仕様書に定められていることに関しても全て履行されているということで理解したらいいのか、再度答弁を求めます。課長からで結構です。

入江康仁議長

岩見商工観光課長。

岩見建志商工観光課長

議員おっしゃった仕様書の中におきまして、この中で現在、策定をお願いしているところもありまして、また、策定中というふうなところもございます。それにつきましては、災害時の対応マニュアルですか、そういうものに関して一部まだ策定協議中のものもございます。

以上でございます。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

これ今、これについては今年たしか4月頃、再契約というか契約したと思うんですけども、前の時点でも同じような仕様書の内容だったのか、そのときは守られていたのか。今、作成されないということだったんですけども、もし、前の協定、仕様書の中にそれが、今項目が載っていて、そのままされていないのに再契約されたんですか。再契約された後で、

今、策定中ということを理解したらいいんですか。ちょっと本来でしたら、去年、前のときにそれが策定されてなかつたら、今度再契約するときに、それを作成させて、それを出させるというのが本来だと思うんですけども、その点について再度答弁を求める。

入江康仁議長

岩見商工観光課長。

岩見建志商工観光課長

申し訳ございません。以前のときの仕様書にもこれが明記されておりまして、策定のほうをお願いしているところでございますけれども、再度、4月以降もまだ策定していないというふうな報告を受けておりますので、引き続き策定のほうをお願いしているところでございます。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

私は最初に、基本協定書、仕様書を含めて、協定書というのは契約なので遵守されていましたかということを答弁求めたんですけども、町長は遵守されていますとはっきりおっしゃっておりました。それで、各課において、商工観光ですけれども、そこにおいて再契約をするというときに、以前に守られてなかつたものを、また再契約に載せて、今、提出させていいますよと。もし、それが必要ないものであれば、今回削除されるべきであって、必要だから今年の4月にその項目を入れて基本協定書を結んだわけなんですから、ちょっと僕は、今の課長の答弁は理解できないんですけども、もう少し分かるように、理解できるように再度答弁を求める。

入江康仁議長

どちらが答弁するんですか。

(「課長のほうから」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

岩見商工観光課長。

岩見建志商工観光課長

すみません。再度になるんですけども、この仕様書どおりに策定されていないというふうなことがありますて、策定をお願いさせていただいておるんですけども、4月の協定の際に、そういったお願いもしているんですけども、まだ策定中というふうなことを伺って

ございます。引き続き、策定のほうをお願いしているところでございます。

以上でございます。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

ちょっと本当に理解できないですけれども、本来でしたら、先ほども申しましたように、契約書なので、前に守られていないものがあれば、今度のときに、契約するときに守れる、項目に載せるということは、これを守りなさい、守りますよということをしているわけですから、今回は、今、策定中というのはちょっと理解できないんです。まあ、これは、ちょっと多分同じ答えが返ってきてしまうと思うので、こちら辺はもうちょっと基本協定書を遵守する。やはりこれを守りなさいということをきちんともう少ししっかりとすべきで、そのチェックはいつされているんですか。まだ出ていないというけれども、4月から、今もう9月、5か月たっていますけれども、何度チェックされて、どんなふうな進捗状況なのか、再度答弁を求めます。

入江康仁議長

岩見商工観光課長。

岩見建志商工観光課長

チェック体制につきましては、4月の時点でのチェックとなっておりまして、それ以降のチェックはまだしてございません。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

あまりくどくは言いたくないですけれども、おかしいですよ。4月に、再契約のときに、契約のときにチェックしました。してなかったです。それで、また5か月たって、してないというものを、まだチェックしてないと、出されていませんという答弁だけはおかしいですよ。きちんと担当課なりが言って、まだ出てないんですか。これ契約したときに必要なことですよということを言わないといけないんですよ。本来でしたら、向こうから出すのが本来ですけれども、今の町長はチェックしましたよと言いましたけれども、課長の答弁を聞くと、チェックしてないよということで僕は理解するんですけども、今回、僕、こういう質問をしましたけれども、この押し問答していても時間がたっていくだけなので、もう少し真剣に

なって、ほかの協定書の指定管理の制度も全部そうですけれども、もう少しきちんと運営できるようにチェックしていくということが大事だと思うので、その点についてはお願いしたいと思います。強くお願いしたいと思います。

また、これが再度、僕も質問するかもわかりませんので、そのときにはちゃんと答えられるような答弁を求めたいと思います。

今、各課でいろいろチェックして、こういうことをしますよということを言われたんですけども、これらについては、我々議員も毎年収支実績とかについては、数字的なものは僕たちもいただいております。こういうチェック状況であれば、ほとんどが運営管理者の問題であって、やはり行政としては、行政施設を各管理者に指定した行政としては、むしろ基本協定書の第1条から第4条における本協定の目的、指定管理者の指定の意義、公共性及び民間事業の趣旨の尊重、信義誠実の原則が履行されているかどうかをチェックすることが僕は大事だと思っているんです。

私は、協定書の趣旨にのっとって、これらの趣旨にのっとって、管理者がその施設を運営することにより、それに関わる町民の方々や地域の業者の方々が潤うことができるのが大切だと思っております。

先ほどのチェックに加えて、今後は、こういうことをチェックしていくべきだと思います。そのチェックに関しても、先ほどの地域振興施設に関してはあまりされていないかなと思います。ほかの各課にそれを確認するのも何ですけれども、もし、されていないんでしたら、今までのチェックに加えて、この基本協定書の第1条から第4条のこういう項目について、本当にこの施設は紀北町にとって、紀北町の町民やいろいろな関わる人にとって有意義な施設となっているのかということをもっとチェックすべきだと思いますので、再度、町長の答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるように、住民の皆さんのためになってこそその施設でございます。そういう意味では、私もチェックは私のレベルではやっておりませんが、担当課にはしっかりとチェックをしていただいて、それで協定書があるわけですから、協定書を守るように、遵守するよう指定管理者にも求めてまいりたいと思います。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

今、町長のお答え、答弁をいただきましたので、その点については重々これからもよろしくお願ひします。再度、僕にこの一般質問をまた、同じような質問をさせないようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に、大項目2問目の津波警報について質問させていただきます。

7月30日の午前8時25分頃、カムチャツカ半島付近でマグニチュード8.8の巨大地震が発生し、4,300km離れた当町にも津波警報が発令されました。テレビ報道等で当初に、当町に高さ3mの津波が襲来するとの報道がなされました。結局は3時間後に津波高が40cm程度であり、当町は大きな被害もなく済みました。

しかし、当町の津波高が3mとの報道があったため、不安に駆られた町民の方々が多く、避難された方が多数見えました。そのような状況で、今回津波警報が発令されたことにより、当町の避難に関し、町民の方々から多くの疑問点が指摘されました。だからこそ、この教訓を、今後起こり得るであろうとされる南海トラフ地震につなげられるかが重要となります。

8月21日の新聞報道で、尾上町長は町民の避難対応で大切な自助、共助の役割が機能していなかったように感じた。暑いさなかに、その場で待機してもらうのか、従来の対応や啓発の仕方でいいのか、反省すべき点がたくさんあった。地域で支え合う観点で、防災マニュアルの作成を呼びかけている。行政も今回の津波警報を教訓に勉強するので、町民も学んでほしいと述べています。

皆で考え、よい知恵を出し合い、今後のよりよい対策をするべきだという考え方で、私は今回質問いたしております。この思いを理解していただき、この後の質問を含め、真摯な答弁をお願いしたいと思います。

そこで、今回出た町民の不安の声に対し、町長に答弁を求めます。

今回の災害が起きた日は、真夏の猛暑日でありましたので、熱中症対策についてどのように対処されたのか。避難時の熱中症対策に対し、避難される町民にどのように広報したのか。避難先における空調整備に関してはどうであったのか。熱中症での救急搬送の状況はどうであったのか。まず、これらについて町長の答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

何点かご質問いただいたんですが、反省すべき点というのは、公共もそうなんですが、自助ということで自分自身の行動判断、これも反省すべき点が多くあったのではないかと思います。それと、南海トラフ地震、また、こういう遠方で起きた地震、こうやって時間的なタイムラグ的なものがあるもの、それによって、どういうところへ避難するか、こういったものを反省課題として、こういうレベルのものであつたら、どこに逃げる。南海トラフであつたら、直ちにもうより早く、より高く、そういう形で逃げる。そういうことが重要ではないかと、その個別のそういった判断をしっかりとすることが、公共も住民の方も大切ではないかと一番思ったところでございます。

もちろん、これだけの猛暑のときに、どこへ逃げるかとか、それはありますけれども、今回の場合は、訓練ではなかったんですが、いい反省するための材料になるのではないかと思っております。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

反省すべき点はいろいろあったと思うんですけども、まず、先ほど質問した中で、避難時に熱中症対策に対して、避難される町民にどのように広報したのか。つまり、暑いさなかなので、先ほどの前者議員の答弁では、高台に逃げてくださいよという今までどおりの案内方法しかしなかったのかなというふうに思うんですけども、基本的に暑いさなかですので、やはり広報として、無線なんかでもそうなんですかと、今、暑い中ですので帽子を着用してくださいとか、そういう細かな広報があつてもしかるべきだったんじゃないかなと思います。

それで、避難先の空調整備、これは屋外というか、雨ざらしのところもありますので、一概には言えないんですけども、暑いさなかですので、空調整備に関してはどのようなものかということと、あと熱中症では救急搬送はどうだったのか、これについての答弁漏れありますので、再度答弁を求めるのと、先ほどの防災無線なんかそうなんですかと、アプリの内容にしたってそうなんですかと、これは今までのようなA Iで放送しているだけなのか。僕はそのA Iだけだったら、今回の場合は、やはりもうちょっと生の声で、無線で放送することも大事だと思うんです。やはり生の声で言うと緊張感が皆さんに伝わりますので、今までと同じような放送とかではなくて、そういうふうに私はすべきだと思うんですけども、再度町長の答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

広報は大変難しい部分がございます。防災行政無線であれば簡潔に素早く伝えなければいけないと思いますし、防災アプリであれば一定の情報も伝えられるのではないかと思います。そういう意味では、前回でしたか、どこかでご指摘いただいたと思うんです。日本語をして英語で言うとか、そういうこれから検討しなければいけない課題は見えてまいりました。

それと、熱中症、エアコンの場合、例えば、これが今回がいい例だと思います。時間があるし、暑い、それから、何時に解除になるか分からない。そういうときは、特に3mでしたので、そういうときはやはり役場とか、そういう空調施設のあるところへ逃げていただくように、我々は町民の皆さんにお知らせしていかなければならぬと思います。それが先ほど言ったように、公共の部分と民間の部分の方がどのように逃げるか。もちろん南海トラフのときはそんなことを言っている暇ないんですが、こういう時間的なタイムラグのあるときは、やはり考えて、それを広報したり自主防災会、自治会連合会で、そういうところで考えていかなければいけないと思います。

それと、今、A Iというか、音声が機械音でやっています。あれは、私、一度生声で、何だったかちょっと記憶ないんです、やりました。やはりそういう緊急の場合、生でやるべきだと思います。あのとき、何だったのかな。生声でして、「ああ、さすが町長の声やと違うわ」という、後でいただいたことがあります。ですから、その事案に応じて、本当に逃げないと、「早く逃げろ」と、この一言でもいいと思います。そういうことも踏まえて、今後、どういう対応をしていくのがベターなのか、よりベストに近いのか考えていきたいと思います。

(「救急搬送」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その点について担当のほうから答えさせます。

入江康仁議長

家倉危機管理課長。

家倉義光危機管理課長

熱中症等の救急搬送については、ちょっと伺っておりませんので、運ばれたかどうかはちょっと分かりません。

以上でございます。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

まずは、町長の、僕は少し前でもNHKで「逃げてください、逃げてください」と女人人が何回も放映して、賛否両論ありましたけれども、やはり緊張感が襲ってくる。それで、後でも言うんですけれども、いろいろなことを想定することも大事なので、やはりそういう緊急のときは、やはり生の声で端的に、だらだら言葉を並べなくても、逃げてください、そういう言葉を緊張感を持ってすることも大事ですので、ちょっと今後、そこら辺ができるようにな、ちょっと体制を整えてほしいなという感じはしますので、お願ひします。

課長の救急搬送なんですけれども、今、知らないと言ったんですけれども、これは、やはり確認すべきですよ。今回のことも含めて、今後また、こういう時期にある可能性ありますので、今回は確認して、数字を把握しておくべきだと思いますので、その点については今後よろしくお願ひします。

それでは、次に行きます。

思ったより地域の一次避難所に逃げた方が少なかったという声も聞こえておるんですけども、当日、災害が発生した時点で各地域の自主防災会との連携はどのように取られていたのか。僕がちょっと聞くと、自主防災会のほうへは何も連絡なかったですよと、どういうふうにしてくださいというような連絡はなかったということだったので、再度、これについて町長の答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

自主防災会との連絡体制はできていなかったように聞いております。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

これについては、各地域で、僕たちのところも、どこの地域でもそうだけれども、自主防

災会の知らなかつたよみたいな話、知らなかつた、出てこなかつたよということもありますので、やはり自主防災会が中心となることも必要ですので、やはり情報の共有は大切なことですので、後からも言うんですけれども、この点についてはそういう体制づくりを、こういうときはこういうふうにするという体制づくりが、今回できていなかつたのかなと思いますので、その点についてはお願いしたいと思うんですけれども、次に行きますけれども、このような状況、このような場合、各自主防災会組織との連携が必要となります、今回、連絡していかなかつたけれども、あと、今回の災害後、自主防災会議を開き、各地域の声を吸い上げることが重要であることは、町長も認識していると思います。

災害後、自主防災会議をいつ開催し、どのような内容だったのか町長に答弁を求めるということで考えていたんですけれども、前者議員のときに、今後、自主防災会の会議をするので、そのときにという答弁をされたと思うんですけれども、まだしていないということだなというのは、僕、前者議員の答弁で感じたんですけれども、やはりもし、していないのであれば、やはりこれどんなことでもそうですけれども、反省会をすることが大事なことで、反省することによって、各地域でこういうことがあったよ、ああいうことがあったよということを吸い取って、次につなげる。いろいろな声をする。これは大事なことなので、仮に7月30日に起こったことを、今、9月、2か月たっているんですよ。2か月たって、今後、自主防災会議を開いて、そのことをする。いやいや、それこそおかしな話で、起こったら、少なくとも1週間後、2週間後以内には声を吸い上げる。みんなが、それを分かっている状況で声を吸い上げる。これ大事だと思うんですけれども、再度、この点について町長の答弁を求めるます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

各団体等のことにつきましては、声を吸い上げておりますし、役場内での反省とか、そういったものは行っております。ただ、各団体と今はまだそういう話をしておりません。今回の場合は、幸いにも特に被害もなかつた部分がございます。そういった中で、それぞれが避難された方や消防団とか自主防災、自治会、そういったものがそれぞれの反省をすべきだと思っておりまして、我々といたしましては、そういったことを機会あるごとに話し合っていきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

今、町長も答弁されたんですけども、これは訓練じゃなかったと。これを教訓に今後につなげていきたいという答弁をされていますし、新聞報道でもされています。やはりその今後につなげるためにはどうすればいいか。今、どういうふうにすべきか。起こった後、どうすべきかということをもう少し考えるべきだと思います。

やはり声を、今後、各種団体とも声を拾いながらじやなくて、やはりすぐに地域で、今回大きな災害はなかったけれども、災害に備えてどうだったんだということを吸い上げて、その吸い上げた声を次につなげるかどうかを判断してやっていくということが大事だと思いますので、早急に今度起こったことを教訓とするべくして各、していない団体とも反省会なり声の吸い上げをしていただきたいと思うんですけども、再度答弁を求める。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおり、こういうものは迅速にやるべきだと思いますので、今後は行っていきたいと思います。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

それでは、よろしくお願いします。

それでは、次に行きます。

今回、津波襲来予想時間が余裕があったため、町外へ車で逃げる方が多く見受けられたと聞きましたけれども、町長も、先ほどマイカー避難が多かったということを言われていましたが、仮避難した場所が町外、車で逃げるなら、まず町外になっていくと思うんですけども、町外のその地域と、例えば、事前にどのような話合いをされていたのか。例えば、逃げていくと予想される近くの町ですよね。もし、こういうときに逃げてきたときはよろしくお願いしますよという声をやはりかけておくと、向こうも、ああ、分かりましたという感じになると思うんですけども、そういう対応はされていたのですか、再度、答弁を求める。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

事前にはそういうお話しはしておりませんが、災害協定、それから、町村会等でそういうお互い助け合いましょうねという話は、いつもさせていただいておりますので、例えば、うちにほかの地域の人が逃げてみえても、何ら町民と町外という区別をする気はございません。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

今回、本当に時間的余裕があったため、車で逃げる方が多かったんです。その方も、やはりそこへ逃げて、ここへ逃げていいのかなという不安感もあると思いますので、やはりそこで対応できるように、日頃から、もう声も掛け合いしているということなんですけれども、その点については今後とも重々お願ひしたいと思います。

また、当日町外へ働きに出かけている方が帰ってきたときに情報がなかったので、海山インターは下りられたが紀伊長島インターでは下りられず、国道は鷲毛峠からも荷坂峠からも紀北町には入れず、家族や家のことが心配で大変だったと聞いております。これは、危険地域には進入できないとした国交省の通達であったとも聞いておりますが、危険地域は海山も紀伊長島も一緒であると思います。なぜ、このような状況になったのか。地域の事情も話し、国交省と話しをされていたのか。今後どのように話しをするのか。当日、町外に働きに行っている方々に通行止めのアナウンスはされたのか。もし、町外にいる町民の方々と情報の共有がなされていなかったのであれば、今後、このようなことが起こらないように国交省と綿密な打合せを行い、少なくとも町外に働きに出かけている方々へのアナウンスができる対策を取るべきだと考えますが、町長の答弁を求めます。

これにつきましては、先ほどの前者議員と重なる部分もありますので、この点についての町長の答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

町外へ出ていた方について、もちろん我々の発信できるのは町内だけという部分がございます。ただ、国交省がそういう施策をしまして、それぞれの場所には人も立てていたことだと思います。そういうことで、そこでは国交省等で丁寧な説明が必要になることだと思います。

す。

そういうことで、我々もこの津波の警報で一番思ったことが、3mという予想の中で40cmとか50cmになりました。そういう中で、どこで解除してもらえるのか、どうなのか。我々の裁量の中ではできないこともたくさんございましたので、そのところはご理解いただきたいのと、やはりそういうときには国、県などの指示に従うしかないのではないかと私は思っております。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

国交省の絡みもあったので、なかなかできなかつた部分もあるということなんですけれども、丁寧に対応してくれたという町長の答弁なんですけれども、結構その方と町民の方々とちょっとトラブルもあったという話も聞いております。

仮に、こういうこと、考え方なんですけれども、僕の思いとしては、例えば、アプリがありますよね、紀北町のアプリ。そこへ町外へ出ている人が帰ってきたら、当町はこういう状況になっていますよという広報をする。それで、日頃から町外へ出ている方は、何かあったらこういうアプリを見て確認してくださいよという方法で、とにかく情報をその方たちが分かるようなことをするということもできるんじゃないかなという考えもありますので、まず、そういう人たちに情報を与えられるようなシステムをつくっていただきたいなと思うんですけども、再度、町長の答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

アプリは紀北町ございます。そういう中でやっております。いろいろとLINEによる周知はしています。ただ、こういうときの有事の際というか、もうどちらかというと苦情は多いです。そして、それを理解していただくようなお話の仕方もなかなか難しいのも事実です。俺は帰りたいやないかと、でも、交通的に止められている。事実なんです。だから、我々は入るなというところに、こう迂回すれば入れる、そういう話もできませんので、我々としては、こういう状態ですという発信は、また、そういう防災アプリ等も使って、どういう形で、ただ、今回の場合、先ほどから何度も議員、他の議員もおっしゃっていますけれども、上りのどこどこで止めた。こっちで通れないとか、そういうのがあったので、なかなか発信も難

しい状況でございました。もう紀北町内に入れませんよとか、一発でやっていただくならそういう発信もできるんですけども、なかなかこれ本当に難しかったのが事実でございます。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

今回のそういう状況は理解できるんです、突発的な。それで、まだ今から言うんですけども、やはりいろいろなことを想定した対応、マニュアルをつくっておくべきだと思います。今回の場合は、そういうマニュアルがなかったので、なかなか対応ができなかった。だから、国交省なんかでも、そういう通達が来たら、すぐそういう情報を分かるようなツールがあるか、そのツールを町民の方々に知らせて、そのツールを見て理解してもらう。やはり帰ってくる前に、ああ、そうか、ここは通行止めになっているんだ。じゃ、こうしようという余裕があるべきだと思う。来たときに、下りられなかった、大変だということじゃなくてね。だから、できるだけそういう情報を共有していただきたいという思いがありますので、その点については先ほども申しましたように、早急な緊急対応をお願いしたいと思います。

あと、今回、津波警報が発令された時点で、職員、会計年度職員、現業職員を含め、災害状況を逐次一斉メール等の連絡をし、それぞれが情報を共有し、立場、立場で職務を遂行する必要がありましたが、今回、このような対策は徹底されていたのか。つまり、全職員に今こういう状況ですよ。そういう持ち場にいたら、こういうことをしてくださいよ。分担的な細かい話は各課での通達になるかもわかりませんけれども、そこら辺の情報の共有が全職員、会計年度も現業職員も含めてされていたのか、答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的には、職員の災害行動マニュアルというのがございますので、本来ならば職員が見て、そういう行動を取らなければいけないと思います。また、南海トラフのような大きな間近でのものは、もう直ちに職員も命を守る行動ということで山等へ逃げるということになっております。その後のことにもマニュアルに書いてあります。書いてありますけれども、基本的には職員一人一人がそういう公人であるという自覚を持って行動してもらうことが大事だと思っております。

今回の場合は役場が開いているときでしたので、それぞれの業務をしながら、その状態を

テレビ等で判断しながら、我々も行動しておりました。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

防災マニュアルどおり職員の皆さんやっているだろうというふうに理解しているという話でしたんですけども、実際、防災マニュアルに書いてあって、じゃ、自分はどうしたらいい。なかなか全職員なり、みんなが理解できるかというと、そうでもないと思うんです。それで、今回もちょっと違ったよという情報も得ておるんですけども、もう一回、やはり再度、年に1回、少なくともこういうときは、こういう場合はこうですよ、こういう場合はこうですよということを防災訓練、全町でしますけれども、やはりそこら辺も含めて、少なくとも年に1回か2回はそういう打合せの会議なりそういう情報を共有するところがあつてもいいのかなと思いますので、これは町長にお願いしてはいけないのでせんけれども、するべきだと思うので、町長の答弁を求める。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういったのは、しっかりやっていかなければいけないと思います。先ほども申し上げたように、やはり職員の公務員であって住民の生命・財産を守らなければいけないと、この認識をしっかりと持たせることが重要だと思います。その認識があれば、マニュアルを見なくてもどういう行動をすればいいのかと、それは個人のしっかりととした意思で行っていただきたい、そのように思います。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

分かりました。それでは、次に行きます。

避難場所の可能性のあった行政施設や各学校の開放状況はどうだったのか。

今回、災害時、先ほど言いましたように、平日の日中でしたので、職員とかいろいろな方、施設にも学校にも見えたと思うんですけども、今後、対策としては夜とか休日とかという場合もありますので、これも防災マニュアルに載っているというのはよく分かるんですけども、言いましたように、再度、各自が確認して、町長が言われたように、各自がしっかりと

としなくちゃいけないと、町長はすべきですよということを言われておるので、各職員はそれを肝に銘じて、今後ともやっていただきたいと思いますので、町長に答弁を求めて無駄ですので、これは皆さんに伝えておきます。

あと、今回よい教訓となったと思われるので、職員及び町民の危機意識の向上のための今後の対策、やはり危機感がなくなっていくということは、防災に対してものすごく薄れていく状況がありますので、今回はよいきっかけとなったと思います。やはり危機意識の向上をすることが、向上も大切なことですので、今後の対策として、その点も含めて町長には危機意識の向上も含めた対策をお願いしたいと思いますので、その点についての答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

何日か前の新聞にも載っておりました。忘れた頃にやってくるということで、これはやはり継続的にそういった危機管理をしっかりと組織も個人も、そういう地域も持っていかなければいけないと思っておりますので、そこはやはり継続的にやるべき重要なことだと思っております。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

それでは、次に行きます。

津波災害の場合は、特に急に起こります。今回、不手際があったことに関しては、いろいろな状況を想定した緊急対応マニュアルがなかったことが大きな要因だと私は思っております。早急に今、考えられる、改善できる点を、我々を含め、各種団体や町民も含め、立場、立場で知恵を出し、想定し、改善した緊急対応マニュアルを策定すべきだと思います。

少なくとも、先ほど申しましたように、自主防災会議や区長会議を開催し、早急に声を拾い上げるべきと考えますが、この点についての町長の答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

反省点はたくさんございます。ただ、それが不手際かというと、また、それも考え方の問題だと思います。本当に、今回のとき思ったのが、規模、そういった時間、それから、程度、

そういった判断ではしてはいけないんですよ、本来はね。でも、今回の場合にしたら、そういったテレビ等のずっと流していました。そういうもののを見て、私、大丈夫だ、ここは大丈夫だという話も正常性のバイアスというもので働いて、みんながそういう気持ちになつていたのも事実ではないかなと思います。

そういう意味では、川口先生なんかも、しっかりとそういう意識を捨てて、もう何度でも、オオカミ少年でも、何度でも避難しなさいというような話を伺っておりますので、そこらはやはり議員もご指摘のように、みんなで意識を共有して、それを継続しながら、その意識を持っていくべきだと思っております。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

それでは、最後に、今回、私は町民の思いを代弁しております。何事においても、行政はやっても無駄だという概念から始まる気が、私は以前から感じております。しかし、町民が希望することには、まず、やってみよう。できるためにはどのようにしたらよいかと考えることが重要だと思います。それでもできなかつたことに関しては、説明責任を十分にする。少なくとも、私はそういう気持ちで議員活動をしております。その気持ちを十分に理解していただき、今後の施策運営に努力していただきたいと切に願っております。

最後に、町長からの答弁をいただき、以上で私の一般質問を終わります。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これも川口先生がよく言われるんです。「居安思危」ということでございまして、備えあれば憂いなしのほうにつながってまいります。そういう備えあればと、備品とかそういうものばかりじゃなしに、心の備えがまず大事だと思いますので、そういう部分は意識を上げていくことは大変難しいことだと思います。

今回のように、それぞれの程度で自分が安心してしまったり、テレビが多過ぎるためにそういういった慢心出てしまうこともございます。そういうことのないように、我々としては、しっかりととしたことを住民の皆さんに伝えながら、我々もそういうものを伝えられるような体制を築いていきたい、そのように思います。

これで平野隆久議員の質問を終わります。

なお、近澤チヅル議員ほか3人の質問者については、9月17日の本会議の日程といたします。

入江康仁議長

本日はこれで散会といたします。
どうもご苦労さまでございました。

(午後 1時 50分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 7年 12月 17日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 瀧本 攻

紀北町議会議員 近澤チヅル

紀北町議会議員 家崎仁行